

# 衆議院予算委員会ニュース

【第213回国会】令和6年2月14日（水）、第9回の委員会が開かれました。

## 1 令和6年度一般会計予算

令和6年度特別会計予算

令和6年度政府関係機関予算

- ・政治資金問題等について、岸田内閣総理大臣、松本総務大臣、小泉法務大臣、上川外務大臣、鈴木財務大臣、盛山文部科学大臣、武見厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣、林国務大臣、加藤国務大臣及び政府参考人に集中審議を行いました。

(質疑者) 小倉將信君(自民)、上野賢一郎君(自民)、國重徹君(公明)、山井和則君(立憲)、井坂信彦君(立憲)、藤岡隆雄君(立憲)、階猛君(立憲)、本庄知史君(立憲)、大西健介君(立憲)、岩谷良平君(維教)、伊東信久君(維教)、美延映夫君(維教)、林佑美君(維教)、塩川鉄也君(共産)、古川元久君(国民)、福島伸享君(有志)

(質疑者及び主な質疑事項)

### 小倉將信君(自民)

#### (1) 政治資金問題

ア 政治資金規正法を改正し、政策研究団体に対する外部監査を義務付けることについての岸田内閣総理大臣の見解

イ 政治資金規正法を改正し、支出だけでなく収入面での監査も義務付けることについての岸田内閣総理大臣の見解

ウ 国民の信頼回復のため、政治刷新本部の中間とりまとめの決定だけではなく、3月17日の自民党大会に間に合うよう党則等を改正し、党が政策集団を処分できるようにする必要性及び内部通報窓口の設置についての岸田内閣総理大臣の見解

#### (2) 少子化対策及びこども政策

ア 若い世代の所得を増やし、結婚や子供を持つことを後押しするための具体策

イ 男女が安心して育児と仕事を両立できる社会構造改革の実現に向けた具体策

ウ こども家庭庁として、子供の数や所得の多寡にかかわらず、子供を等しく支援する必要性

### 上野賢一郎君(自民)

#### (1) 政治資金問題

ア これまでの国会の議論を踏まえた岸田内閣総理大臣の政治改革への決意

イ 連座制の導入について、派閥等の政治団体において不祥事があった場合には国会議員自らが責任を取るべきとの考えに対する岸田内閣総理大臣の見解

ウ 政治資金規正法改正案について、今国会中の実現可能性も含めた各党協議の今後のスケジュール

#### (2) こども・子育て支援金制度

ア 実質的に負担は生じないということについての分かりやすい説明

イ 1人当たり国民負担額について、民間研究者の試算が政府試算の月500円弱より高くなっている要因

#### (3) 現在または近い将来直面するドラッグ・ロスの問題とその対応方針

#### (4) 本年4月から現実的課題となる流通分野の2024年問題につき、これまでに講じた政策の効果の見極め及び流通についての十分な実態把握の必要性

### 國重徹君(公明)

- (1) 政治資金問題
  - ア 問題の本質的な要因についての岸田内閣総理大臣の理解
  - イ 自由民主党総裁として疑念を持たれている議員に対してより踏み込んだ説明を尽くすよう強く指示する必要性
  - ウ 自由民主党として政治資金に係る制度改革の具体案を速やかに示し与野党協議の場を早期に設置する必要性
- (2) 少子化対策
  - ア 未婚の若者に対しこれまでの施策の延長ではなく、住宅支援などの強力な支援策を検討する必要性
  - イ 育児休業制度の活用
    - a 人手不足に拍車がかかる中で男性の育休取得に対する理解を広げその取得を促進する方法
    - b 両立支援等助成金に新設される育休中等業務代替支援コースの実効性の担保及び周知の方法
  - ウ 国会においてもデジタル改革を進め様々な立場の人が活躍しやすい環境づくりをする必要性
- (3) 既存住宅を適正に評価することの重要性についての斉藤国土交通大臣の認識及び今後の取組
- (4) ディープフェイク（A I で生成された本物と見分けがつかない偽の動画や画像）やフェイクニュースへの対策

#### 山井和則君（立憲）

##### 政治資金問題

- ア 二階元自民党幹事長及び安倍派幹部議員の政治倫理審査会への出席
  - a 政治倫理審査会での説明を求める必要性
  - b 自由民主党総裁として当該議員に出席を促すと明言すべきとの指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解
  - c 当該議員に出席の意向が無い場合の説明責任に対する岸田内閣総理大臣の所見
  - d 当該議員に岸田内閣総理大臣から出席を促しているかの確認
  - e 出席を促した際の各議員からの回答
  - f 当該議員の出席意向の有無
  - g 岸田内閣総理大臣が当該議員に対して出席を促す意向の有無及びその旨を明言する必要性
- イ 不明とする記載が多数見られる萩生田衆議院議員の政治資金収支報告書に国民が納得するののかとの指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解

#### 井坂信彦君（立憲）

##### 政治資金問題

- ア 甘利元自民党幹事長の政策活動費
  - a 幹事長在任期間中の政策活動費の使途についての本人確認の結果
  - b 甘利元幹事長に政策活動費を支払った当時、自民党総裁であった岸田内閣総理大臣がその使途を確認する必要性
  - c 選挙期間中に支払われた政策活動費の期待される一般的な使途
  - d 選挙期間中に支払われた政策活動費の選挙目的以外の使途
  - e 選挙期間中における政策のアピールのための政策活動費の使用の方法
  - f 甘利元幹事長に支払った3億8,000万円の政策活動費が、違法な資金として第49回衆議院議員総選挙候補者に配付されたかを確認する必要性
  - g 政策活動費の使途における違法の可能性について甘利元幹事長に確認し、当委員会に報告する

必要性

- h 巨額の政策活動費を自ら使用していた場合、選挙公営制度の根本に反した著しく不公平な選挙との指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解
- イ 政策活動費
  - a 今後の政策活動費の在り方についての岸田内閣総理大臣の見解
  - b 岸田内閣総理大臣が、今後政策活動費の禁止又は使途の公開をすべきと考えているかの確認
- ウ 派閥による政治資金パーティーに関する全議員調査
  - a 各議員は、議員個人宛又は政治団体宛のどちらの認識で派閥が支出した資金を受領していたかの確認
  - b 当初、新聞各社に対する回答で個人宛政策活動費と言っていた議員に対して、派閥が支出した資金の認識の確認をすべきとの意見に対する岸田内閣総理大臣の見解
  - c 政治資金問題が発覚して3か月経過した中で、氏名と金額しか明らかにならない調査結果についての岸田内閣総理大臣の見解

### 藤岡隆雄君（立憲）

政治資金問題

- ア 政治倫理審査会
  - a 安倍派幹部議員及び二階元自民党幹事長が政治倫理審査会に出席しない場合の自民党総裁としての岸田内閣総理大臣の対応
  - b 当該議員が同審査会に出席しない場合の処分内容及び次回の衆議院議員選挙に公認しないと明言することの提案
  - c 岸田内閣総理大臣が自ら当該議員に対して同審査会への出席を強く促すとともに、出席しない場合には厳しい措置を取ることの確認
- イ 派閥による政治資金パーティーに関する全議員調査
  - a 今回の政治資金を巡る問題で国民が当該議員に対して脱税の疑いを持つことは当然だとの認識を岸田内閣総理大臣も有しているかの確認
  - b 不記載の資金について所得を修正申告して納税した上で残額を寄附することが、けじめを取る対応だとの意見に対する岸田内閣総理大臣の見解
  - c 脱税の疑いはゼロであることについての岸田内閣総理大臣の認識
- ウ 政治資金収支報告書
  - a 本日の予算委員会終了後に、政治資金収支報告書を訂正していない議員に対して脱税の修正申告を即座に促すべきとの意見に対する岸田内閣総理大臣の見解
  - b 政治資金への課税は国税当局による実態判断であることの確認
  - c 国税庁による総合判断のため、収支報告書を訂正した議員に脱税の疑いが無いと言い切れないとの指摘に対する岸田内閣総理大臣の認識
  - d 国税庁による税務調査を受けないと実態は不明であることの確認
  - e 金丸元自民党副総裁の事案は、政治資金規正法で罰金 20 万円の処分後、国税庁において告発し、検察の逮捕、起訴となった経緯の確認
  - f 脱税の摘発に向けて国税庁において厳正な対応が必要だとの意見に対する国税庁の見解
- エ 二階元自民党幹事長の書籍代
  - a 書籍代約 3,500 万円の使途についての二階元幹事長への確認の有無
  - b 使途などの不明なことについて明らかにする必要性
  - c 二階元幹事長による書籍購入の実態及び書籍代の領収書をヒアリングの報告書で提出する必要性

## 階猛君（立憲）

- (1) 防衛費の増額に伴う増税（防衛増税）
  - ア 令和7年度から令和9年度にかけて総額3兆円規模の増税が必要であることの確認
  - イ 1人当たり4万円の所得税・個人住民税の定額減税（3兆円規模）を実施しなければ、防衛増税は必要ないとの指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解
  - ウ 将来の大規模災害の際に国民に復興のための税負担を求めることが難しくなることから、復興特別所得税の徴収期間を延長すべきでないとの指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解
- (2) 今国会提出予定の食料供給困難事態対策法案（仮称）において、農家が増産計画の届出指示や農地への立入検査に応じない場合の罰金を導入することの是非
- (3) 政治資金問題
  - ア 企業献金は会社法上、会社の社会的役割を果たすために合理的範囲内でなされる場合に認められ、合理的範囲を超えた寄附をした取締役は忠実義務に違反することの確認
  - イ 自民党で政治資金の不適切な会計処理が組織的に行われていたことに対する岸田内閣総理大臣の認識
  - ウ 自民党への献金が企業コンプライアンスに違反しないと岸田内閣総理大臣が明言できるかの確認
  - エ 政治資金を巡る状況に鑑みて、自民党は企業から献金を受けられる状況にないとの指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解
  - オ 自民党として企業献金の受付を自粛し、立憲民主党が提出している「企業団体献金禁止法案」を成立させる必要性についての岸田内閣総理大臣の見解
  - カ 政策活動費の使途の公開
    - a 自民党から二階元幹事長に支出された政策活動費が河井克行元衆議院議員による選挙買収の原資に充てられていないか調査すべきとの指摘を受けた岸田内閣総理大臣の対応の結果
    - b 上記aについて、調査し国会に報告する必要性
    - c 歴代の自民党幹部に支出された政策活動費について、岸田内閣総理大臣が適切に処理されたと認識する理由
    - d 政治資金規正法上、政党から議員に支出された政策活動費の使途を公開できることの確認
    - e 信頼回復に向けて、政策活動費の使途を公開することについての岸田内閣総理大臣の見解

## 本庄知史君（立憲）

- (1) 政治資金問題
  - ア 政治倫理審査会への出席を関係者に指示する必要性
  - イ 清和政策研究会の幹部及び二階元幹事長に対する党内での処分を検討状況
  - ウ 政治資金収支報告書への不記載のあった議員85名に対して記者会見での説明を求め、説明が不十分な場合は処分することを明確にする必要性
  - エ 政治責任には処分も含まれることの確認
  - オ 森元総理への聞き取り調査
    - a 必要性の検討状況
    - b 萩生田前政務調査会長が初当選した2003年11月に清和政策研究会会長を務めていた森元総理に対して当時の経緯などを聴取する必要性
    - c 調査の実施により国民の疑念を払拭する努力を行うことについての岸田内閣総理大臣の見解
  - カ 直近5年間に逮捕・起訴された11名の自民党所属国会議員に対する岸田内閣総理大臣の見解
- (2) 旧統一教会との関係
  - ア 2016年の岸田外務大臣（当時）と関係団体幹部との面会に関する週刊誌報道
    - a 報道内容の確認状況

- b 事実関係の確認
- イ 盛山文部科学大臣に対する選挙応援
  - a 2月12日のテレビ報道に関する事実関係の確認
  - b 推薦確認書の内容についての吟味の有無
  - c 推薦確認書にある同性婚合法化の慎重な取扱いに関する盛山文部科学大臣の見解
  - d 2022年3月に出席したとされる会合の時期、主催団体及び内容
  - e 上記の会合が推薦確認書に記載された基本理念セミナーであることの確認
  - f 選挙前と選挙後に行われた会合の主催団体が異なると断言できる理由
  - g 盛山文部科学大臣の資質についての岸田内閣総理大臣の見解

### 大西健介君（立憲）

#### 政治資金問題

- ア 細田博之前衆議院議長の資金管理団体の政治資金収支報告書における「使途不明金」の記載に対する岸田内閣総理大臣の見解
- イ 派閥から還流を受けた議員がその資金を自身が代表を務める政党支部へ寄附して控除制度を利用することが還付金の詐取に当たる可能性
- ウ 聞き取り調査における寄附金控除の利用状況の確認の有無
- エ 政治資金パーティー券の販売ノルマ超過分について、複数年にわたり現金で管理された未使用分を雑所得として申告する必要性
- オ 清和政策研究会の幹部5名に対する厳正な処分の必要性
- カ 信頼回復のために関係者に対して厳しい態度で政治倫理審査会への出席を指示する必要性
- キ 政治資金収支報告書への不記載があった議員を政治倫理審査会委員から外す必要性についての岸田内閣総理大臣の見解
- ク 岸田内閣総理大臣の大規模な政治資金パーティーが大臣規範に違反する可能性
- ケ 「内閣総理大臣就任を祝う会」が政治資金パーティーであるという意見に対する岸田内閣総理大臣の認識の有無
- コ 政治団体や政治資金の親族への継承
  - a 父親の岸田文武代議士から引き継いだ政治資金の金額及び将来的な子息への承継の可能性
  - b 岸田文武代議士から引き継いだ政治資金の金額の委員会への報告の可否

### 岩谷良平君（維教）

#### 政治資金問題

- ア 政治資金収支報告書不記載に関する自民党のアンケート調査で不記載を認めた議員の政治責任
- イ 自民党の政治資金問題により行政、政策が停滞した場合には選択肢として衆議院を解散し国民に信を問うことを検討する可能性の有無
- ウ 自民党議員による政治と金を巡る刑事事件を含めた今回の政治資金問題に対する自民党総裁としての岸田内閣総理大臣の政治責任
- エ アの議員のうち記者会見等を開き説明責任を果たした人数
- オ 岸田内閣総理大臣がリーダーシップを発揮し不記載を認めた自民党議員に記者会見で説明することを指示する必要性
- カ 自民党が第三者委員会による外部調査ではなく内部調査にこだわる理由
- キ 自民党の役員が党内の不正調査に参加する理由及び身内による甘い調査となる懸念
- ク 岸田内閣総理大臣が政治資金問題に関与した自民党議員に対して政治倫理審査会への出席を指示する必要性

- ケ 政治倫理審査会への出席を拒む自民党議員は党内処分の対象となる可能性
- コ 企業・団体献金の禁止等政治資金の在り方を巡る与野党協議の日程感
- サ 日本維新の会と同様に自民党も調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）の領収書を公開する必要性
- シ 自民党の政治改革案に調査研究広報滞在費の領収書公開を含める必要性

### 伊東信久君（維教）

#### 政治資金問題

- ア 政治資金収支報告の記載漏れの事案が単なる事務的な誤りではなく、組織的、意図的な脱税行為との疑念が持たれていることについて岸田内閣総理大臣の見解
- イ 自民党による調査
  - a 自民党による調査の対象期間が過去5年間のみである理由
  - b 政治資金収支報告書の保存期間である3年間よりも前に記載漏れがあった場合に訂正できない不備を解消する必要性
  - c 4年前、5年前に個人に帰属している所得が判明し、追加で納税すると自己申告した場合の対応
  - d 今月16日から確定申告が始まるが、政治資金問題を受けて、国民が納得するかについての岸田内閣総理大臣の認識
  - e 過去における岸田内閣総理大臣の確定申告の有無
  - f 少なくとも7年間に遡って調査を行い、疑念のある議員に対して税務調査を行い、申告納税させるように指示すべきという指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解
- ウ 政治資金規正法違反で立件された議員の不記載額が4000万円以上となっている理由
- エ 課税対象となり得る政策活動費の残余の有無について税務調査する必要性
- オ 検察審査会制度
  - a 制度の仕組み
  - b 申立てがなされたのに審査対象とならない場合の有無についての確認
  - c 検察が不起訴としたが、検察審査会が起訴相当として、結果として有罪となった事案の有無
  - d 検察審査会による審査の過程で検察から圧力がかけられた事例の有無及び検察から審査会への圧力を防ぐ仕組み
- カ 企業・団体献金
  - a 岸田内閣総理大臣、林国務大臣が代表を務める選挙区支部の確認
  - b 政治家個人への献金と同義と捉えられる選挙区支部への企業・団体から献金を禁止すべきという指摘に対する松本総務大臣の見解
  - c 選挙区支部は、企業・団体からの献金を受け取るための受皿となっているのではないかとこの指摘に対する岸田内閣総理大臣の認識

### 美延映夫君（維教）

#### (1) 政治資金問題

- ア 第三者委員会を設置して全容解明を行う必要性
- イ 国民の税務申告で不記載であれば過少申告加算税が課されるのに対し、国会議員の政治資金収支報告書への不記載では単なるミスとされる理由
- ウ ノルマ超過分のパーティー収入の個人や事務所への還元が詐欺や横領に該当するかについての小泉法務大臣の見解
- エ 自民党が平成元年に定めた政治改革大綱

- a 現在でも有効であるかについての確認
  - b どの議員も率先して政治倫理審査会に出席しようとせず、自民党に自浄能力がないという判断に対する岸田内閣総理大臣の見解
  - c 政治資金の透明性を向上させる必要性
  - d 麻生派、茂木派が存続しているにもかかわらず、派閥解消と言えるのかという指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解
  - e 派閥を解散しない麻生副総裁、茂木幹事長を交代させない理由
  - オ 政治資金規正法改正に向けた自民党の方針
- (2) 党内ガバナンス強化、透明化を図るために政党法を定める必要性
- (3) 平成24年11月当時、安倍自民党総裁が約束した議員定数削減に対する岸田内閣総理大臣の認識

#### 林佑美君（維教）

- (1) 確定申告等
- ア 確定申告に向けて国民に促している事項
  - イ 確定申告を控える国民に対する岸田内閣総理大臣のメッセージ
  - ウ 国税庁のホームページに掲載されている広報映像の岸田内閣総理大臣における視聴の有無
  - エ 上記エの映像の対象に国会議員や政治団体が含まれていることの確認
  - オ 個人事業主が確定申告を行う際に書籍を経費として計上するための基準
  - カ 政治団体が購入した書籍を経費として計上する際の確認事項
  - キ 岸田自由民主党総裁が自ら自由民主党所属議員の政治団体への国税の捜査を促す必要性
- (2) 政治資金問題
- ア 悪質な脱税に関しては7年前まで遡って税務調査が可能となっていることに関し、今回の自由民主党の政治資金問題についての鈴木財務大臣の見解
  - イ 上記（1）エの映像の広報対象
  - ウ 自由民主党の政治資金問題を悪質と判断せず、国民に対しては厳しい管理を行う国税庁の判断の不適切性
  - エ 政治団体のうち国会議員関係政治団体とそれ以外の団体の政治資金規正法上の取扱いの差違
  - オ 派閥が政治資金規正法上の国会議員関係団体とされていない理由

#### 塩川鉄也君（共産）

- (1) 旧統一教会と盛山文部科学大臣の関係
- ア 2021年10月の総選挙時における旧統一協会関係団体からの推薦状受領の有無及び推薦確認書への署名の有無
  - イ 選挙時において旧統一協会関係団体から推薦状を受領し又は推薦確認書等への署名を行った自由民主党所属議員を明らかにする必要性
  - ウ 旧統一教会と特別な関係にあった者から文部科学大臣を任命することの不適切性
  - エ 盛山文部科学大臣を更迭する必要性
- (2) 政治資金問題
- ア 清和政策研究会に係る問題
    - a 政治資金収支報告書への不記載についての同会幹部の関与の有無
    - b 参議院通常選挙時において改選される同会所属参議院議員のパーティー券収入が全額還付された事実の確認の有無
    - c 政治資金収支報告書に記載されていない金銭が選挙に使われた可能性
    - d 参議院議員の改選年に政治資金収支報告書の不記載額が大きくなっていることの確認

- e パーティー券収入の還付及び政治資金収支報告書への不記載が開始された時期についての岸田内閣総理大臣の見解
- f 上記eの時期に関する萩生田衆議院議員の発言についての岸田内閣総理大臣の認識の有無
- g 清和政策研究会におけるパーティー券収入の還付及び政治資金収支報告書への不記載が1990年代に開始されたとの考えに対する岸田内閣総理大臣の見解
- h 2004年及び2005年の同会のパーティー券収入を巡る報道についての岸田内閣総理大臣の認識の有無
- イ 1990年代に自由民主党派閥の政治資金パーティー収入が急増した理由
- ウ 派閥への企業・団体献金が禁止されたことがパーティー券収入の増加につながった可能性
- エ 政治をゆがめる企業・団体献金を禁止する必要性

### 古川元久君（国民）

#### 政治資金問題

- ア 政治資金をめぐる問題は確定申告を行うこの時期の納税者の納税意識を著しく失わせるものであるため、岸田内閣総理大臣が政府のトップとして納税者に対して真摯におわびする必要性
- イ 同問題はリクルート事件以上に政治に対する国民の信頼を失墜させる重大事件という主張に対する岸田内閣総理大臣の認識
- ウ 実態の全容解明及び公表の必要性
- エ 民間においては不祥事対応として第三者による外部調査に任せる中、自民党においては完全に外部に任せず党幹部が関与していることの問題点及び民間の事案との相違点
- オ 関係議員が党の役職を辞任しておりこれ以上の処分は不要であるとも受け取られる岸田内閣総理大臣の答弁の真意
- カ 自民党総裁でもある岸田内閣総理大臣が政治資金問題等をめぐり何れかの時点で責任をとる覚悟
- キ 自民党内の派閥が、岸田内閣総理大臣が言う純粋な政策集団であったとされる時期の有無
- ク 自民党内の派閥がお金と人事から完全に切り離された政策集団となった場合、結党以来の自民党とは全く違う政党となることを意味するという考えに対する岸田内閣総理大臣の認識
- ケ 政治資金制度改革などの今後の与野党協議の開始時期及び態様
- コ 政治資金の在り方などのルール作りやチェック等を行う第三者機関を設置する必要性

### 福島伸亨君（有志）

#### (1) 中国における邦人拘束問題

- ア 2016年7月に拘束された鈴木英司氏からの伝言が、同氏からの依頼にも関わらず福島伸亨議員（質疑者本人）に届けられなかった理由
- イ 岸田外務大臣（当時）が、同氏が拘束されたと一報を受けた際の対応
- ウ 拘束された邦人の早期解放のため、居住監視など早期の期間に中国首脳に対して適切に対応をとる必要性
- エ 我が国の公安調査庁から同氏に関する情報が漏洩した可能性
- オ 公安調査庁の情報管理体制の徹底調査及び解体的出直しを図る必要性

#### (2) 政治資金問題等をめぐり岸田内閣総理大臣が言う政治活動の自由は、判例などを踏まえ、憲法上の政治活動の自由とは全く別物だとする意見に対する岸田内閣総理大臣の見解